

非常災害時及びその他緊迫事態における臨時措置について（お知らせ）
（台風により、学校が臨時休業等になる場合）

平素は、本校教育に対しまして、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきましては、滋賀県並びに大津市におきまして警報が発令され、学校が臨時休業等となることがあります。警報にもいろいろな種類がありますが、学校が臨時休業となる警報は、下記の通り、「暴風を含む警報」が発令された場合です。なお、その他にも大津市教育委員会と校長が危険と判断した場合、臨時の措置をとることがございます。

つきましては、対応方々、何卒、宜しくお願い申し上げます。

記

1 臨時休業等の措置について

(1) 臨時休業の措置をとる場合

午前7時現在、テレビ放送等による気象情報で、「暴風」を含む警報が発令されている場合は、臨時休業となります。（臨時休業の字幕やアナウンスはありません）

*「暴風」を含む警報とは、暴風警報、暴風大雨警報、暴風大雨洪水警報、暴風大雪警報等です。

(2) 終業時刻（下校時刻）の繰り上げ措置をとる場合

- ① 子どもたちの登校後に、「暴風」を含む警報が発令された場合は、その状況によりまして、子どもたちを臨時に下校させることがあります。
- ② 「暴風」を含む警報以外におきましても、その非常災害の状況によりまして、大津市教育委員会と協議の上、臨時の措置をとることがございます。

2 連絡方法について

(1) 上記1の(1)に関しましては、学校からご家庭への連絡は致しません。テレビ放送等をご覧下さい。

(2) 上記1の(2)に関します保護者の皆様への連絡方法につきましては、次の通りとさせていただきます。

- ① 保護者の皆様にご登録いただいておりますメール配信により、即時、お知らせ致します。
- ② メール配信が不可能な方につきましては、担任より、電話連絡させていただきます。

3 その他について

(1) 保護者がお勤めなどで家におられない場合などは、その対応について、十分に話し合っておいて下さい。

(2) 台風等で学校が臨時休校となる場合など、担任から、翌日の学習や持ち物について連絡されていない時は、時間割通りの準備をしていただきますよう、宜しくお願い致します。